

障がい等のある方への受験上の配慮

本学では入学を希望する方へ均等に受験機会を提供するための努力の一環として、受験における合理的配慮を申し出に応じて検討いたします。ここでの合理的配慮とは、障がい等のある方が受験機会を確保するために必要とする適当な変更及び調整であり、入学試験の主旨や実施方法に本質的な変更をもたらしたり他の受験生との均衡を失ったりしない範囲で、また本学および本学教職員に過度な負担の無い範囲で行うものをいいます。

障がいや疾病等により何らかの合理的配慮を必要とされる出願希望者は、出願の前に以下の通り申請してください。その申請書に基づき本学が検討し、障がいの種類や程度に応じた合理的配慮を行います。また、治療による回復が可能と判断される症状については治療を優先し、本学は補助的なものとしての合理的配慮を行います。

申請内容については、必要に応じて再度確認させていただくことがあります。また入試出願後に不慮の事故等により合理的配慮を希望するに至った場合にも、速やかに申し出てください。

申請にあたっての留意事項

1. オープンキャンパス時など事前に相談することをお勧めします。申請内容により追加の情報提供等をお願いする場合があります。
2. 入学試験における合理的配慮の内容は、申請書と添付書類に基づき検討しますが、希望する配慮事項すべてに対応できない場合もあります。特に、当該入試の主旨や実施方法に本質的な変更をもたらす場合、他の受験生に大きな影響を及ぼす場合、本学および本学教職員に過度の負担がかかる場合、入学試験の安全円滑な実施に支障をきたすと本学が判断した場合などには、対応できない場合があります。
3. 本申請は入学試験時の合理的配慮に関するものであり、入学後の修学支援に関するものではありません。入学後の修学における合理的配慮については、入学手続き完了後にあらためて大学にお申し出ください。申し出があった場合、相談させていただきます。ただし、入学試験時の合理的配慮と同内容の支援を、入学後の修学支援として行うことができない場合もあります。また、希望する合理的配慮の内容が、本学の教育や授業目的・特性に関し本質的な変更をもたらす、あるいは他の学生の学修環境に変更をもたらすと判断される場合には、対応いたしかねます。あらかじめご了解ください。
4. 本学の授業は原則として本学キャンパスにおいて対面形式で実施されます。一般授業においてはアクティブラーニングの一環としてディスカッションやグループワークなども取り入れられ、語学授業においては発話も要求されます。受験生の方がこれまでの学校等で受けた支援内容が認められない場合もあることも、あらかじめご了解ください。

申請手続き

1. 申請期限までに、原則として申請者本人が電話で本学入試広報センターにご連絡ください。
2. 本学ホームページの指定の場所から申請書をダウンロードし、印刷してください。
3. 申請書に必要な事項を記入し、申請書をその他の必要書類とともに本学に郵送してください。

申請書以外に必要な書類

- ・診断書の写し
- ・障害者手帳の写し

- ・大学入学共通テストにおいて受験上の配慮を申請し、結果が通知されている場合には、「受験上の配慮事項審査結果通知書」のコピー（ない場合には不要）

申請期限（2026 年度入試）

入試区分		
人文学部入試		申請期限
学校推薦型選抜	指定校推薦入試 公募制推薦入試	前期 10/13（月） 後期 11/3（月）
	提携校推薦入試	10/13（月）
総合型選抜	総合型選抜入試	1 期 9/15（月） 2 期 10/13（月） 3 期 11/3（月） 4 期 12/15（月） 5 期 1/26（月） 6 期 2/10（火）
特別奨学生試験		11/3（月）
一般入試		前期 12/15（月） 中期 1/26（月） 後期 2/10（火）
大学共通テスト 利用入試	共通テストプラス入試	前期 12/15（月） 後期 2/10（火）
編入学入試		前期 10/13（月） 後期 1/26（月）
社会人入試		1/26（月）
留学生入試		1 期 9/15（月） 2 期 10/13（月） 3 期 11/3（月） 4 期 12/15（月） 5 期 2/10（火）
大学院入試		申請期限
国際文化研究科 修士課程入試		1 期 10/13（月） 2 期 11/3（月） 3 期 1/26（月） 4 期 2/23（月）

決定通知について

必要書類受領後に検討を行い、なるべく早期に決定内容を通知いたします。なお通知までに時間がかかる場合もあります。